

令和4年11月定例会議事録

令和4年

第11回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和4年11月8日(火) 午後7時00分～午後8時30分

2. 開催場所 羽島市役所3階 301・302会議室

3. 出席農業委員(15名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
5番	大井	幸男	6番	花村	直良	7番	森川	朝子
8番	加藤	芳正	9番	時田	昌子	10番	山田	倉造
11番	浅野	喜代子	12番	服部	春彦	13番	佐藤	文恵
14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明	16番	岩田	悟

4. 欠席委員(1名)

4番 石原 晃

5. 議事日程

第1 議事録署名者の指名について

第2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

第4 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

第5 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

第6 議案第42号 農用地利用配分計画案に対する意見について

第7 報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長 加藤 光彦 農政課長 安田 裕治 農政係長 後藤 祐人
事務局長 柴田 泰宏 局長補佐 足立 光輝 農地係長 片山 真理子

7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中15名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第11回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、13番委員及び14番委員を指名する。

第2 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 「議案第38号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の内、番号22番、番号23番を議題といたします。」

○局長補佐 「番号22番は、農地の売買で、申請地は〇〇〇〇、面積は991㎡、農用地区域内の農地が1筆です。
譲渡人である〇〇〇〇さんは農業経営の縮小の理由から〇〇〇〇さんに売買したいとの申請です。
譲受人は、経営面積が1,839.3アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
また、申請地は〇〇〇〇から約170m以内の場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。
続きまして、番号23番は、売買です。〇〇〇〇、面積は2,634㎡で、農用地区域内の農地が1筆です。
譲渡人である〇〇〇〇さんは労力不足の理由から〇〇〇〇に売却したいとの申請です。
一方、譲受人である〇〇〇〇は、今回の売買により経営面積が4,4

58.2アールとなり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。

申請地は〇〇〇〇から900mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上2件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第38号の内、番号22番、番号23番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第38号の内、番号22番、番号23番について、許可決定いたします。」

「それでは、次に、議案第38号の内、番号24番、番号25番について議題といたしますが、〇〇委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、〇〇委員にはここで退席をしていただきます。」

(〇〇委員退席)

「それでは、事務局より説明願います。」

○局長補佐 「番号24番は、譲渡です。〇〇〇〇及び〇〇、面積は607㎡で、農業振興地域内農用地区域外の農地が2筆です。
譲渡人である〇〇〇〇さんは農業経営の縮小の理由から〇〇〇〇さんに無償譲渡したいとの申請です。
一方、譲受人である〇〇〇〇さんは、経営面積が5,454.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。
申請地は〇〇から800mの場所にあり、営農に支障はないものと考え

えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

続きまして、番号25番は、売買です。〇〇〇〇、面積は125㎡で、農業振興地域内農用地区域外の農地が2筆です。

譲渡人である〇〇〇〇さんは生活資金充当の理由から〇〇〇〇さんに売買したいとの申請です。

一方、譲受人である〇〇〇〇さんは、経営面積が5,454.4アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。

申請地は〇〇から400mの場所にあり、営農に支障はないものと考えます。その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上2件につきまして、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問・ご意見はございませんか。」

○委員 (質問なし)

○議長 「それでは、採決いたします。
議案第38号の内、番号24番、番号25番について、許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第38号の内、番号24番、番号25番については、許可決定いたします。
ここで、〇〇委員の除斥を解きます。」

(〇〇委員入室)

第3 議案第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 長 「議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」番号27番を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長

「番号27番について、議案書と合わせて委員の皆様には追加資料を配布しております。

当議案である番号27番の転用について、〇〇〇〇より、羽島市長宛に嘆願書が提出されております。

嘆願書の内容は、騒音や振動等、住環境の悪化に関する事、及び営農に関する事です。

営農に対する懸念として、申請地をトレーラー等の車両置き場として転用することによる、車両等の油の流出による苗場の汚染、埋設土への不純物の混入が挙げられています。

当嘆願書の内容を考慮し、10月31日に申請者に状況を説明し、追加の資料の提出を求めました。

併せて、11月1日に〇〇〇〇などから嘆願書の詳細について聞き取りを行っております。

なお、〇〇への聞き取りから、農業用水路の機能維持に関して追加の懸念点をご説明いただきました。

また、周辺教育機関の通学路等に関する交通安全面の懸念や、騒音・振動等の心配についてもお話いただきました。

以上を基に営農に関する影響についてご報告します。

車両等の油の流出に関して、申請地に駐車する予定の車両は全長5メートルから11メートルのトレーラーで、比較的製造年が新しく、オイル循環式の構造を採用しており、車両から油が漏れ出る心配がないこと、万が一トラブル等で油が漏れ出た場合は油吸着マットを常備し、即座に対応する旨、申請者から回答をいただいております。

続いて、埋設土への不純物の混入について、埋設土は山土または良質な道路敷設時の発生土を使用するため、土壌汚染の心配はないと回答をいただき、申請書の添付書類にもその旨が明記されています。

最後に、農業用水路の機能維持について、水路沿いの土留めは、自重や載荷重、土圧を考慮し、それらの影響に耐えうる国土交通省承認のL型擁壁を使用するとのことです。

雨水の処理は自然浸透により行い、十分な転圧や使用する砕石の性質上、土砂の流出はないと回答されています。

併せて、L型擁壁には雨水等の水圧を加味し、水抜き穴の加工もなされているとのことです。

また、羽島用水土地改良区より、条件書厳守を条件に転用に関して差し支えない旨の意見書が発行されています。

続いて申請者が貸与する予定の運送会社が所有する別の駐車場の状

況についてご説明します。

現在運送業者が利用している駐車場は4か所あり、そのうち2か所は市街化区域内にあります。

事務局において、他の駐車場の状況を確認しましたが、大きな油の流出や隣地への土砂の流入等は確認されませんでした。

以上のことから、申請地の転用に関して営農に与える影響は低いものと判断しました。

なお、営農に与える影響に関して、災害や事故等、通常では考えられないトラブルによるものは考慮していないことを申し添えます。

最後に代替地の検討についてご説明します。

申請者は当申請に際し、事務所を有する〇〇〇〇を中心に、別の調整区域においても代替地を検討していましたが、交渉がまとまらずにいたとのことでした。

営農に大きな支障をきたさない市街化区域での代替地の検討については、市街化区域ではまとまった土地の確保が困難であること、まとまった土地を確保できないことから、駐車するために大型車両を何度も切り返すことで交通の障害となってしまうこと、隣接地に住宅が多数存在することによる騒音問題等を加味し、市街化区域での駐車場の確保は難しいとの判断をしたとのことでした。

続いて立地基準についてご説明します。

No.27と書かれた地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇の南に位置し、住宅が連たんする区域に近接する第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合の規定を適用して許可相当となるものです。申請地の北側・東側は水路、南側・西側は道路となっています。北側・東側の水路にはL型擁壁を設け、周囲の営農に支障をきたさないことを条件とします。」

○議長 「それではここで、申請者の方に入室していただきます。」

○申請者 (申請者入室)

○議長 「それでは、申請者の方は、事業計画等について、ご説明願います。」

- 申請者 「内容は事業用の駐車場で、整備等を行わず、純粋な駐車場としての利用を考えています。
申請理由について、現在所有している駐車場は、面積としては足りているのですが、それぞれの駐車場が別々の場所にあることや、乗入れ口が小さいこと、周辺に住宅が増えてきたこと等により業務効率が非常に悪くなっていることから、新たな場所に大型の駐車場を用意したいというものです。」
- 議長 「それでは、申請者の方に対しまして、何かご質問・ご意見はございませんか。」
- 委員 「駐車する車はトレーラーのみですか。重機等を積んだ状態で駐車するのですか。」
- 申請者 「業務効率の点から重機が積んであることはあります。積んだままにすることで、翌日の始動が5分以下に抑えられますし、余計な振動や騒音も発生しません。
また、載荷重についてもそれに耐えうる擁壁や転圧を行います。」
- 委員 「トレーラーからの油漏れはないと伺っているが、重機については問題ないですか。」
- 申請者 「近年重機も排ガス規制がとて厳しくなっています。それに伴い、重機の油漏れ等はまず発生しないものになっています。」
- 委員 「申請地の南側道路の向こうに周辺農地へ水を送り出すポンプが設置してあります。
申請地東側、北側の水路はそのポンプが送り出す水が真っ先に流れ込む水路です。
その水路が油等で汚染された場合、広範囲の農地が汚染されることになります。
その辺りの危機管理は大丈夫でしょうか。」
- 申請者 「油が外に流出しないためにもL型擁壁を設置しますし、万が一、多くの油が漏れた場合は緊急用の処理ボックスを常備し、対応します。近隣に迷惑のかからないようにします。」

- 委員 「申請地周辺の水路が汚染された場合は、大規模な農地汚染が発生し、補償問題になると思います。補償については何かお考えですか。」
- 申請者 「当社が使っているトレーラー等はすべてレンタル品なので、借りた段階で確実に整備がなされています。
ですので、大規模な油汚染は考えられません。
もしそうなった場合は、当社がレンタル会社に請求をかけます。」
- 委員 「周辺のL型擁壁にはフェンス等を設置するのですか。」
- 申請者 「フェンスはありません。」
- 委員 「現在、同じようなケースで私どもが苦しんでいます。
どういうことかという、私の圃場の隣に運送業の駐車場ができたことで、停車中のトラックのオーバーハングにより、圃場の一部にトラクター等が近寄れなくなり、事実上耕作できない土地ができています。
机上ではトレーラーが収まる計画で図面を提出されていますが、台数が増えてくることでオーバーハングした駐車を行うドライバーが出てくるのではないかと危惧します。
ですので、物理的にオーバーハングできないようにフェンスを設置してもらうことが大切だと考えます。
もう一点、L型擁壁と水路の間の土地の草の管理についてです。
その部分はコンクリート等で埋め合わせる計画ですか。」
- 申請者 「現状では土間コンを打つ予定はありません。」
- 委員 「運送業の方に年に4回ほどの除草をお願いすることはむづかしいと思うので、できれば土間コンを打ってもらうとよいかと思えます。」
- 申請者 「分譲住宅の販売等ではなく駐車場でしたので、そこまでは考えがおよびませんでした。」

- 委員 「近隣農地に迷惑をかけないためにも、フェンスの設置と土間コンについて検討していただけるとありがたいです。」
- 委員 「現地は転圧と砕石を敷き詰めるということですが、雨水は自然浸透で対応される予定ですか。」
- 申請者 「そのように考えています。」
- 委員 「泥の流出は大丈夫ですか。」
- 申請者 「泥の流出はしないものと考えています。
また、L型擁壁が地面より15cmから20cm高くなるように設置されますので、周辺農地へ泥が流出することはないと考えています。」
- 委員 「駐車場に側溝等を設置する予定はありませんか。」
- 申請者 「設置する予定はありません。」
- 委員 「雨水の排水計画はどうなっていますか。」
- 申請者 「自然浸透を考えています。」
- 委員 「50mmの雨等が降った場合は自然浸透では追いつかないと思います。」
- 申請者 「その場合は道路側へ流れるような勾配をつけてあります。」
- 委員 「大型トレーラーが長期間走り回るとへこみが生じると思いますが、その辺りはどのようにお考えですか。」
- 申請者 「工事用の敷鉄板を敷き詰めて補強する予定です。」
- 委員 「定期的に仮設トイレの汲み取りをお願いします。」
- 申請者 「1か月に1回は汲み取りを行う予定です。」

- 委員 「この駐車場には水場はないということによいですか。」
- 申請者 「水場はありません。」
- 委員 「本社は〇〇にあるのですか。」
- 申請者 「登記上は〇〇です。事務所は〇〇〇〇にあります。
申請地と事務所はおおよそ1kmくらいの距離になります。」
- 委員 「既存の駐車場も今後利用される予定ですか。」
- 申請者 「既存の駐車場の内、1か所は借地ですので、そこは返します。
いくつか点在し、面積的には足りているのですが、分散しているため業務効率が悪いので、今回集約を考えています。
申請地では、自社の8割くらいの車を駐車できるようになります。」
- 議長 「それでは、申請者の方には、ここで退室していただきます。
本日はありがとうございました。」
- 申請者 (申請者退出)
- 議長 「審議に入ります前に、ここでご検討いただく時間を5分ほどとらせていただきたいと思います。」
- (休憩)
- 議長 「それでは再開します。
先ほどの議案第39号について、ご質問・ご意見はございませんか。」
- 委員 「やはりトレーラーが敷地からはみ出て駐車したり、転回することが気になります。
そういった行為は周辺の営農に大きな障害となります。
また、はみ出た状態で駐車されると、トレーラーのマフラーから水

路に汚染物質が流れる恐れもあります。

さらに、L型擁壁と水路の間の土地についても、長年草を放置することで樹木が生え、水路に悪影響を及ぼすことも考えられます。ですので、何かしらの条件を付して許可を下すことが良いのではないかと考えます。」

○事務局長 「条件の内容はどのようなものにしますか。」

○委員 「申請者のモラルに任せる形で、努力義務の条件を付すことが良いと考えます。」

○議長 「他にご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第39号について、許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第39号については、許可相当として意見を決定いたします。」

第4 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

○議長 「議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。」

「それでは、事務局より説明願います。」

○局長補佐 「本日、配布いたしました「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」と書かれました資料をご覧ください。
なお、この資料は会議終了後、回収させていただきますので、机上に残してお帰りいただきますよう、お願いいたします。
それでは、番号6番、〇〇〇〇さんは、母親の〇〇〇〇さんが亡くなられ、相続税の納税猶予を申請するため、農業委員会に適格者証明願いを提出されました。
申請地は、市街化区域内の農地1筆で、面積は1,308㎡です。」

現地を確認しましたところ、適正に管理がなされております。

以上、1件についてご審議をお願い致します。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第40号について、証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第40号については、証明することと
いたします。」

第5 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 「議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地
利用集積計画の決定について」の内、番号550番から番号610
番を議題といたします。」

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号550番から610番については、岐阜県農畜産公社が農地中
間管理機構として合計面積114,229.9㎡について利用権設
定をするものです。
以上61件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。」

議案第41号の内、番号550番から番号610番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第41号の内、番号550番から番号610番については、原案のとおり決定いたします。」

「次に、議案第41号の内、番号611番を議題といたしますが、○○委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、○○委員にはここで退席をしていただきます。」

(○○委員退席)

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号611番については、○○○○さんが合計面積3,726㎡について、使用貸借にて利用権設定をするものです。以上1件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第41号の内、番号611番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第41号の内、番号611番について、原案どおり決定いたします。ここで、○○委員の除斥を解きます。」

(○○委員入室)

「次に、議案第41号の内、番号612番を議題といたしますが、〇〇委員に関係する事項がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、〇〇委員にはここで退席をしていただきます。」

(〇〇委員退席)

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号612番については、〇〇〇〇さんが合計面積6,508㎡について、使用貸借にて利用権設定をするものです。
以上1件についてご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第41号の内、番号612番について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成、多数ですので、議案第41号の内、番号612番について、原案どおり決定いたします。
ここで、〇〇委員の除斥を解きます。」

(〇〇委員入室)

「次に、議案第41号の内、番号613番から番号676番を議題といたします。」

「それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号613番から618番について、〇〇〇〇さんが528㎡につ

いて賃貸借にて、〇〇〇〇が合計面積5,014㎡について使用貸借にて、利用権設定をするものです。

番号619番から676番について、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地について、地域の担い手等へ転貸借するものです。内訳として借り手が法人化したことに伴い付け替えを行うもので、〇〇〇〇へ合計面積88,397㎡、〇〇〇〇へ合計面積57,967㎡転貸借をするものです。

以上64件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第41号の内、番号613番から番号676番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、議案第41号の内、番号613番から番号676番については、原案のとおり決定することといたします。」

第6 議案第42号 農用地利用配分計画案に対する意見について

○議長 「議案第42号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局より説明願います。」

○農地係長 「番号10番から114番については、岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けている農地について、借り手が法人化したことに伴い付け替えを行うものです。
以上105件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。
議案第42号について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成、多数ですので、
議案第42号について、異議がないものとして意見を決定いたします。」

第7 報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第8 報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議長 「報告第27号「農地法第3条の3の規定による届出報告について」、
報告第28号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について」を併せて事務局より報告願います。」

○農地係長 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。